

第15回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年8月25日 （木） 10時00分

場 所： 松浦シティホテル

第15回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年8月25日(木)				開会時刻	10時00分
					閉会時刻	13時47分
会議の場所	松浦シティホテル					
出席した 委員 29名中 22名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂
	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣	委員	金内 武久
	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古	委員	山口 芳正
	委員	井筒 清治	委員	森 眞一	委員	大畑 安盛
	委員	星野 孝通				
欠席した委員 7名欠席	委員	田中 まゆみ	委員	日高 雅之	委員	太田 末男
	委員	永田 俊子	委員	前田 次男	委員	廣瀬 茂好
	委員	村田 茂實				
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 6名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	幹事	山崎 薫
	幹事	末永 悦二	幹事	小田鉄三郎	幹事	斉藤 誠
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第15回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年8月25日(木)10時00分～

【場所】松浦シティホテル 2階ホール

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

【調整結果報告事項】

- * 調整結果報告第 4 号 (協定項目 13 号) 特別職の職員の身分の取扱いに関する事
- * 調整結果報告第 8 号 (協定項目 29 号) 各種福祉制度の取扱いに関する事 (その1)
- * 調整結果報告第18号 (協定項目 23 号) 一部事務組合等の取扱いに関する事
- * 調整結果報告第19号 (協定項目 31 号) 公営住宅の取扱いに関する事
- * 調整結果報告第20号 (協定項目 37 号) 建設関係事業の取扱いに関する事

4. その他

5. 閉会

午前10時 開会

大久保事務局長

お待たせいたしました。ただ今から第15回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆さんおはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お繰り合わせ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、前回7月に開催しました協議会の折には、会場設備の不備から午前中の協議の進行に大変御迷惑をおかけいたしました。改めて深くおわびを申し上げます。

前回の協議会では、14協定項目の調整結果の報告を行いまして、特別職と各種福祉制度の中の障害者福祉手当の取扱いを除き、御了承をいただいたところでございます。

本日は、前回に引き続き継続となった項目から協議を始めまして、新たに「合併までに調整する」として、事務調整を終えた3項目について、調整結果を御報告し、進めてまいりたいと思っております。

なお、市章募集後の取り組みにつきましては、8月10日に各市町から御推薦をいただきました9名の委員さんにより第1回候補選定委員会を開催し、当日は4回にわたる厳選な審査の結果、応募のあった517点から12点まで絞り込みが行われております。次回は、今月29日に開催の予定となっております。次の協議会におきましては、候補作品の5点が協議会に提案できるのではないかと考えているところでございます。

どうか本日も、委員皆様方にはいろんな角度から御意見を賜り、よりよい協議が進みますことを心からお願い申し上げまして、開会に当たってのごあいさつといたします。

本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

大久保事務局長

それでは、第15回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づき、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長をお願いいたします。

吉山会長

それでは、協議会規約に従いまして、私が従来どおり議長を務めさせていただきます。

早速、会議次第に従いまして、調整結果報告第4号、これは協定項目の13号でございますが、特別職の職員の身分の取扱いに関することから始めさせていただきます。

このことについては、前回の協議会で検討委員会での協議の経緯等、資料の提出の要請を受けておりました。事前に、委員皆様には事務局から資料を送付させていただいておりますが、事務局からその資料の説明を受けて、その後に協議に入りたいと思います。

総務部会長から資料の説明を願います。

末吉総務部会長

おはようございます。松浦市総務課の総務部会の末吉と申します。よろしくお願いいいたします。

座らせていただいてから説明させていただきます。

それでは、調整結果報告第4号（協定項目13号）特別職の職員の身分の取扱いに関すること、その報酬の調整につきまして、前回の合併協議会での御意見によりまして、今回資料等を提示いたしまして、この資料に基づき、特別職報酬等検討委員会での協議経過等をあわせて、報酬額の調整につき御説明を申し上げます。

まず資料の確認ですが、資料1として検討委員会での協議資料を、次に、資料2として調整案による財政削減資料を、あわせて、資料3として特別職報酬等検討委員会での主な審議経過を配布しております。この資料によりまして御説明申し上げます。

それでは、検討委員会での協議資料として、事務局並びに検討委員会委員から提示がありました資料1によりまして、協議調整が行われた概要につき御説明申し上げます。

まず、諮問の内容が、現在の松浦市の報酬額に合わせる、あるいは県下合併市の五島市や新平戸市とのバランスをとった報酬額を設定する、あるいは五島市、平戸市との人口較差を考慮した報酬額を設定するとの三つの内容でありますので、これに基づき、第1案として、松浦市の現行報酬に合わせた場合の資料が1ページであります。

第2案として、五島市と新平戸市とのバランスをとる場合の資料が2ページであります。この案では、県内の市長の給料額で見た場合に、また、合併後の本地域とほぼ人口規模と産業構造が同じような類似団体の市長の給料額を見比べた場合に、おおむね人口が少数の市においては800千円前後に設定してあり、五島市、平戸市とのバランスをとるとの基本的な考え方に立ち、市長給料額を800千円と設定したものであります。

第3案として、五島市、新平戸市との人口較差を考慮した場合の資料が3ページであります。

この案では、五島市と新平戸市が人口差に比例して、市長の給料額についても格差が設けられており、この両者の比較を五島市と新松浦市との人口差に基づき、市長の給料額の比較をしますと、表に記載のとおりマイナス 6.9%の減少率となり、五島市市長給料額 830千円の 6.9%減として 772,730円と計算されます。

以下、助役、収入役、教育長及び議長、副議長、議員についても、五島市を比較基準として、同様の算定により減少率が表のG欄に、また、給料、報酬額がH欄に記載しておりますとおりの金額となるものでございます。

この案を3 - 1案とし、次の資料4ページの3 - 2案では、市長給料額は3 - 1案と同様に算定し、助役、収入役及び教育長、議長、副議長、議員については、現松浦市の市長に対するそれぞれの構成比をもって算定したものをお示ししているものであります。

あわせて、資料5ページに県下各市の給料額一覧表を、6ページから人口規模が類似した各市の給料額一覧を掲載しております、検討委員会での参考資料として提示したものであります。

次に、資料10ページから11ページは、協議の過程で検討委員より提示された検討資料でありまして、県下各市との人口較差による市長給料額の設定の様子がグラフとして示されており、さきの協議会で説明しましたとおり、市長の給料額については、給料額をその人口比で見た場合に、おおむね市においては、人口の減少に比例して800千円前後に収束していることから、検討委員会におかれましては、この800千円が新市発足時の市長給料額として適当であるとの議論に至ったものであります。

検討委員会での市長給料額の審議に際しましての経過につきましては、お手元の資料3の特別職報酬等検討委員会審議経緯の1ページから2ページにかけて記載しているとおりであります。

このことをもちまして、諮問の趣旨であります五島市と平戸市とのバランス並びに人口比較を基本として、新市の市長給料額800千円が設定されたものであります。

助役以下の額の算定につきましては、資料12ページに記載のとおり、五島市、新平戸市におけるそれぞれの市長額に対する助役以下の構成比が表示されておりますが、この両市間でもその構成比に若干の差異があることから、この2市の構成比の平均値をとって、先ほど設定しました新松浦市の市長給料額に対する助役以下の割合を設定したのが適当であるとの検討委員会での協議結果に基づき、その算定がなされ、答申の額となった次第であります。

このことに関しましての検討委員会での審議に対しての経過につきましては、資料3の特別職報酬等検討委員会審議経緯の3ページに記載しているとおりであります。

それでは続きまして、三役、教育長、議会議員以外の特別職についての調整方法について、御説明申し上げます。

次の資料 13ページをご覧ください。

ここでは、五島市、新平戸市、現松浦市、現福島町、現鷹島町の報酬額の現況を表した資料でございます。

次の資料 14ページでは、調整方法についての資料をお示ししております。

公職選挙法関係委員の報酬につきましては、現松浦市、五島市、新平戸市のみならず県下の市は、国が定めた国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律による報酬額を適用している現状にあることから、選挙長以下、期日前投票立会人に係る報酬額につきましては、この国が定めております基準額にすべて定めるものであります。

次に、行政委員会関係委員の報酬であります。この調整に関しましても、五島市、新平戸市との比較により検討が行われまして、基本的には、この両市と現松浦市の報酬額をもとに、両市とのバランスを考慮に入れながらの調整ということで、基本的には三者比較で最も低額のものを選択するものとしたものでございます。

ただし、固定資産評価審査委員並びに公平委員会委員の日額設定に係る報酬額に関しましては、行政委員として職務内容を考慮して、市長の諮問機関としての協議会等であるその他の委員の報酬とは格差を設けることが適当であるとの判断と、その日額設定 5,500円とのバランスを考慮して、5,800円としたものであります。

次に、その他の特別職として、地区嘱託員の報酬の額の決定であります。前回説明申し上げましたとおり、次の農業嘱託員の設置とその報酬について併せて検討を行ったものでありまして、現在松浦市が設置しております農業嘱託員制度を新市においても継続して設置し、農業政策に必要な情報の提供や市との連絡調整の充実を図ろうとするものであります。

資料 15ページに、市制嘱託員並びに農業嘱託員の業務内容についてお示ししておりますが、既に福島町にあっては地区駐在員の業務として、また、報酬として組み込まれている状況であり、また、鷹島町においても地区駐在主事の業務として一体的に行われている状況であります。

今回、松浦市設置の農業嘱託員制度を廃止することは、合併に当たって農業政策の連絡調

整等に不測の混乱を招くことも予測され、合併に際しては、新市でこの制度を設置し、地区嘱託員との業務の区分けとその報酬の調整を行うこととし、1市2町の現行報酬を基本として、報酬額割り振りの基本となります。世帯割、均等割等の算定方法につきましても、同じ資料に載せてありますとおり、現行1市2町の案分比を参考に、幾通りかのシミュレーションを算定し、できるだけ各市町、各地区の現行報酬額に対してバランスがとれるような調整を行い、結果的に現在の松浦市で定めている均等割 57%、世帯割 43%とし、また、農業嘱託員に係る算定基礎や報酬につきましても、現松浦市の例によるものとしてあります。

なお、嘱託員報酬の基本額、すなわち平均額につきましても、現松浦市の報酬額を基礎として、合併後に各地区ごとに大きな格差が生じないように、嘱託員報酬額全体のバランスから年額 335千円を算定し、定めたものであり、このことにつきましても検討委員会として合意があったものであります。

次に、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬につきましても、現在、1市2町で学校の生徒数の規模から報酬額の算定に差があることから、さきの1市2町の教育長協議におきまして、松浦市の例により業務調整を行い、報酬につきましても松浦市の額を基本に調整する内容でありますので、新市の財政効果を幾分考慮し、学校医、歯科医については現行より各々10千円の減額を、薬剤師については現行より3千円の減額としたものであります。

次に、資料 14ページの交通指導員の報酬でありますけれども、五島市、平戸市、また、現1市2町間で格差がありまして、その調整方針として、現1市2町の報酬額総額の平均額をもって調整案とし、年額 45千円として調整がなされたものであります。

次に、その他の各種委員の報酬についてであります。これにつきましても、五島市、平戸市との比較、現1市2町の額との比較により検討いただいたところですが、現在の松浦市の報酬額であります日額 4,900円に関しましては、現状でも特に低額であり過ぎ、また、合併後に福島、鷹島から委員として出席する場合に、移動に要する時間も考慮すると時間的拘束も増加し、日当に相当する報酬額としては低過ぎるとの観点から、五島市、平戸市の報酬額を参考に日額 5,500円と決定いただいたところであります。

なお、この日額設定につきましても、交通費に係る費用の弁償を行うことを前提として、検討委員会でも確認が行われたものであります。

なお、さきの協議会でも申し上げましたとおり、その他の委員につきましても、報酬額の設定にとらわれず、新市において委員会設置の必要性について十分検討を踏まえて、委員会

の数の抑制に努めることとし、また、委員会の構成数につきましても、少数をもって効果的な機能を果たせるよう取り組むこととしております。財政負担の軽減を目的として、現在、各部会、班会議にて調整が行われておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上、三役、教育長、議会議員以外の特別職に関する検討委員会での審議に際しての経過については、資料3の特別職報酬等検討委員会審議経緯の4ページから5ページにかけて記載しているところであります。

次に、先の協議会で、今回の報酬の決定に当たり、合併前の現1市2町と比較してどれくらいの財政効果があるかとの御質問がございましたので、これにつき現時点で把握できる範囲でその額を算定し、その内容をお手元の資料2としてお示ししております。総額で年間約197,000千円程度の削減効果が期待できるものと想定しております。

以上で、新市の特別職の報酬等に関する調整結果について御報告といたします。

吉山会長

ただ今事務方より、総務部会長より追加説明があったところでございます。

これより協議に入ります。調整結果報告第4号（協定項目13号）特別職の職員の身分の取扱いに関することについて、御意見を伺います。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。この報酬等検討委員会の経緯等々につきましても、目を通させていただきました。当然、十分これを尊重しながら、やっぱり我々としても調整に向けて取り組んでいかにかいかんという形で取り組んできたところでございますが、私も松浦市議会の方の特別委員会の委員長という立場で、実は私どもの議会の特別委員会の方にもお諮りをして、意見交換をやったところでございます。

そこで、大変検討委員会の方に御苦勞をかけております。特に、市長以下三役、議員それぞれ財政の縮減という形で、当然のことながら、検討委員会に出されておることにつきましては、若干いろいろ意見はありましたけれども、大筋としてそういう方向でいいんじゃないかというのが私ども特別委員会の意向でございます。

ただし、その中で、特にこの前も申し上げましたように、市政嘱託員の年棒につきましても、それこそもう20年来、松浦市におきましては市議会議員の1カ月の報酬ということに連動して、市政嘱託員の年俸ということを決めてまいりました。一貫してそうしてきたところでございますが、今回につきましては、いろいろ算定の方式もあったようでございますが、

若干変動をいたしております。

そういうことについて、やはり市民の受けとめ方として、すべてが減額修正をして提案をされている中に、この市政嘱託員の年俸だけはやはり若干連動しない、上がった形の中で御提案をされておるということについては、市民としてどう受けとめられていくのか。やっぱり、基本的には合併をすることによって財源の縮減を図っていくと言いながらも、こういう形がどうなのかということで、私どもの委員会の中でも、これは協議会の中で調整を図ってもらべきではないかという声が、強い意見として出たところでございます。そのことについての一つの考え方として、さらにひとつ説明を求めたいと思います。

吉山会長

これは経過等々の中で説明があつておる、これはもう意見を交わすしかないんじゃないかなと思うんです。検討委員会としてそういう方向づけをなさつておる訳でございますので、そのことを踏まえて、委員皆様方がそのことをどうとらえるかということで意見を交わすしかないんじゃないかなと思います。

今、寺澤委員の方から、おおむね検討委員会の結果としては了とする。しかしながら、市政嘱託員の報酬の問題については、従来からとつておつた松浦市の例ですよね、松浦市議会の議員報酬を年俸のベースにするという、それから外れておるのではないかと。これをやはり市民が理解するだろうかという問題提起でございましたが。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。ただ今松浦の方では、どうでしょうか、議員さんの1カ月の給料を地区の嘱託員の人に年俸として差し上げるというようなことで決まっておつたというように受けとめる訳でございますけれども、果たして、私としては、この特別職報酬審議委員の方々、やはり何日もかかって慎重に審議をなさつての提案だと思っております。

ということで、提案内容については現行の松浦市の特別職及び行政委員関係等の基本に検討されているようでございますので、若干のこの地区嘱託員の額としては変わっていないんですけれども、議員の報酬が若干下がっているということで、そこに差額が出てきているということはよくわかりますけれども、やはり、それは昔の話として、今度新しく1市2町で発足する訳ですから、15千円ぐらいですか、3千円ぐらいですか、の差額はあると思うんですけれども、ここは審議委員の方々の額を私は全面的に認めることに異論はございません。

以上です。

吉山会長

今の結論は、検討委員会の結論を全面的にということです。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島岡本です。福島町の特別委員会でも、特別職の報酬の件について報告をいたし、御意見を伺った訳でございますけれども、やはり特別職報酬審議会の委員の方も何回も会議を重ねて、そして真剣に協議をなされたことについては高く評価をいたし、この線に沿って福島町の特別委員会としても、これでいいだろうという御意見をいただいております。

吉山会長

福村委員の方からちょっと手が上がりかけておりましたが。

福村委員

松浦の福村です。今度そもそも、この市町合併の目的といいますか、どこにあるかと。行政経費の削減なんですよ。それを市民サービスに回していこうということが、これが一番の根幹だと思うんですよ、合併の。それで、今まで配分方法にしても、審議会の意見は当然尊重はします。しますけれども、諮問して答申があった、それは尊重しながらでも、やはりこの合併協議会で、果たしてそれについての妥当性を私どもはお互いに協議せにやいかんと私は思う訳でございます。

それで、私ども松浦市のいろんな基準として、嘱託員の報酬については決まったという報告を受けましたが、今までの松浦市を基準とするならば、その今までのやり方を踏襲していくべきだと私は思います。そういうことですから、諮問、答申については尊重しながらも、私は今までどおりの松浦市議員の1カ月分の報酬、これが一番妥当であるし、市民も理解しやすい決め方じゃないかなと、私はそのように思います。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。私も地区の駐在員をしておる関係上、意見を述べさせていただきます。

松浦市議員の報酬を充てるということですが、それはそれで今までの議会の中で決まったことでありまして、尊重してもいいかと思っております。それをもって、また新市においてそれはだめだということは、ちょっと私はいかがなものかと思っております。と言いますのは、松

浦は 120何人の駐在員さんがおられる。福島は 11名しかおられん訳ですよ。やっぱりこれから議員さんが少なくなるのは当然ですね。仕事そのものが、どこまで駐在員としての仕事になるかはわかりませんが、恐らく相当な責任感を持って仕事をなされると思う訳ですよ。むしろ私は、上げてもいいというぐらいの感覚です。そのぐらいの感覚、上げるという言い方はちょっと変ですけども、やっぱりそれだけ責任を持って仕事をやらんばということになる訳です、福島町の場合。恐らく鷹島もと思います、10名足らずの駐在員さんが今回おられるということですので。そうせんと、全然松浦の感覚と、120何人の仕事と 10何名の仕事と、全然違うと思う訳ですよ。できれば、もう十分に審議なされたということですから、多か少なかはいろいろありますけれども、私はもうやむを得んかなと思っております。全体的に福島駐在員さんがどれだけになるか、私は余り計算はしておりませんが、やっぱりこれは松浦の方に御理解をいただいて、議員の報酬、そして駐在員さんにも一生懸命、新市になって、議員の分までとは言いませんけれども、動いてもらう、働いてもらう、心配していただく、そういう考えが私は妥当じゃないかと思っております。できれば、報酬審議会の方の意見に賛成をいたします。

吉山会長

そこで、ちょっと議論を整理したいんですけども、今、寺澤委員、福村委員から、松浦市が今日までとってきておった議員報酬に連動する形での提起でございました。そのほかのそれぞれの御意見は、やむを得ない形の中で、これはやっぱり尊重すべきだという御意見でした。そこで、大変出過ぎた物の言い方になるかもしれませんが、二つの視点をちょっと整理しておきたいと思うんです。

一つは、松浦市と福島町と鷹島町が合併するんですね。じゃ、その嘱託員の報酬の基準と議員さんの報酬とがどういう形になっておるのか。松浦市は連動しておることになります。ところが福島町は、嘱託員さんの報酬については年俸で 458千円、議員さんの報酬は 215千円なんです。鷹島町は 328千円と 200千円ということで、これ実は 1市2町それぞれの場合、松浦市の場合は連動しておるけれども、実は 1市2町で考えるとそういうことではないというのが一つあります。

それからもう 1点、この資料の 2、財政効果の中で出てきておる 1ページ目に、その他特別職の中の地区嘱託員の差額、現行の予算とこの検討委員会で出されておる報酬を採用した場合にどうなのかということを見ますと、実はマイナスの 2,737千円、農業嘱託員はプラス

1,089千円なんです、足し合わせても実は 1,730千円、1,700千円ほどの削減という結果として出ている訳なんです。

こういうことというのが、やはり検討委員会の中で、ある意味ベースとなりながら議論をなされてきた苦肉の策として、福島町における基準は下がるんですね、鷹島町は上がるんです。松浦市の場合はそのままでという、そういう結果として生み出された答申ではないのかなという理解も私は必要ではないのかなということで、出過ぎた、本来議長として調整すべき人間が言うことではないかもしれませんが、私としてはそういう部分があるんだということは率直に皆さん方におつなぎをした上で議論をしてほしいなと思うんです。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。先ほど、私どもの議会の委員会の中で、非常にこれが取り上げられてきたということで申し上げました。先ほど議長の方からお話がありましたように、これは福島、鷹島、松浦それぞれ嘱託員の年俸についての差があることはもうわかっておる訳でございますが、ここで、今数字的なことを申されましたので、例えば、今まで 20数年来続いておるその松浦市の議員報酬と連動ということになぜこだわるかということになりますが、私どもはやっぱりできるだけ財源の縮減を図っていくというのが合併に向けた一つの大きな柱だという考え方から、先ほど申し上げましたように、議会の中でも、果たしてすべての三役以下、報酬そのものも減額をしている中に、これだけの一つ、我々の立場から申し上げますと、若干連動よりも上がってきておることが果たして市民に理解が求められるのかどうかということが非常に強く出てきた訳でございます。

したがって、ここで表示されておりますように、今提案されております議員報酬 322千円に嘱託員の年俸を合わせていくということになりますと、年間 4,600千円程度の縮減が見込める訳でございます。表に書いてあるとおりでございます。しかし、現在提案されておることではいきますと、2,700千円程度の縮減しかない。しかし、その差額というのは、約 1,800千円程度年額に増額をせざるを得んというのが現在提案をされておる額であろうと。こういうところから考えますと、そこら辺がどうなのかなということを私どもの議会としては、ほとんどの空気がそうございましたので、申し上げておるということでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。ちょっと副会長の方から発言があるようです。

松永副会長

松永でございます。おれたちも下がるんだからおまえたちも下げろと、大変まともなよう
でございますけどね、いろいろ事情があると思うんです。私は基本的な問題として、議員の
報酬の1カ月分を充てていること自体おかしいと思うんですよ。いろんな事情があると思う
んですね。そういう慣例だから今度もその慣例に従えということが、論理として私は成り立
たないと思うんです。そんな、かつてどういう経緯をもって議員の1カ月分と決められたの
か。そこら辺がね、そういう決められたことが これは条例じゃないでしょう。市長さん
どうですか。条例なら文句言いませんけど、条例じゃないと思うんですね。そういうことで
あればね、今回はそこら辺まで見直して、このような形で提案されておる訳ですね。かつて、
今までずっと何十年慣例でやってきたんだから、この際もう1カ月分下げなさいというのは、
私はおかしい論理だと思います。

それから、事情を申し上げます。福島町の場合、この駐在員を決めるのが各部落もう大変
なんです。二晩も三晩かかってやっと押しつけるんですね。そして、それでも今やっと、こ
のごろの事情は、定年退職者が何名か出てこられて、その方々に押しつけているケースが非
常に多いんですけれども、農業部落というのは実働がありますので、現役の農家の戸主がほ
とんどそういうのを受け持つということになります。大体福島町の場合、60戸、70戸に一部
落を形成していますので、そこの長となっています。そういう事情と、松浦市の100何十人
もおられる囑託員とは少し事情が違うと思います。そういうものを一律に320万何千円です
か、そこに持っていくこと自体が私は大変無理が出てくると思います。

ですから、その定義もわかりませんが、何で議員の1カ月分にこだわられるのか、
そこをひとつ、もう一度考えていただきたいと思います。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。もう一つ松浦の方にちょっとお尋ねしたい訳ですけど、私、まだ合併
しておらんとにいろいろなことを言う必要はありませんけれども、120何人の駐在員がおられ
る。この見直しを考えられたものかどうか。その辺も、私たちさっきもちょっとこだわった
ですけど、福島は11名しかおりませんよ、鷹島も10人ですよというふうには言ったんです
けど、普通ならば、人口が五、六倍ですから、60人が約半分ぐらいの駐在員でも、福島を中

心に考えた場合、それが正解とは言いませんけれども、その辺も含めて、全体的に削減、削減と言われるならば、その辺も議会として話し合いをなされたものか、ちょっとお尋ねいたします。

吉山会長

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村です。そのことは、もう先ほどまで激しい議論をして、ここに臨んだ訳です。できれば、そこまで今度の合併協議会の中で取り組むべきではなかったかと思えますけれども、今ではちょっと間に合いませんから。

福島町、鷹島町のおっしゃることはわかります。123人もおる訳ですからね、掛ける議員の報酬1カ月分ですから。わかるとですけども、先ほどの協議の中でも私も内輪でお尋ねしましたが、福島町が1嘱託員当たり100世帯、鷹島が90世帯、松浦は64世帯ということですからね、福島町さんの言われる嘱託員さんの重荷というのは十分理解します。しかし、私もはずうっとこれで松浦市の50年の歴史の中でやってきて、ここら辺が長い歴史の中で妥当だろうということやってきた訳です。

したがって、この嘱託員の数については、今後やっぱり考えていかなければならないわけですけども、松浦市の場合は各自治会があるとですよ。自治会のそういった区分けの会長さんに嘱託員をしっかりと委嘱しておるということで、そこを統合せろて、なかなか言いにくいという事情もあるようでございます。これはしかし、やっぱり今後の課題として残していかなければならない問題じゃないかというふうに思います。

それで、私がこだわるのは、4町が合併して松浦市ができて、その中でずうっと歴史があって、一番妥当じゃないかなということずっと今までやってきたんですよ。今度は福島町さんも鷹島町さんも市になる訳ですから、そして、嘱託員の数についても今後の問題として考えていくということの一つの条件として、私はあくまでも、特別職をこれだけ減らしてきよるとですよ、45人の議員を20人にするとですよ。そして、報酬も下げるとですよ。そこら辺は各種委員についても十分理解してもらえらと思います。

そういうことですから、私はせっかくの答申でありますけれども、松浦市の今までやった方法が一番妥当だと思います。

以上です。

吉山会長

他に。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今、嘱託員の報酬の問題が取り上げられている訳ですが、実は、僕はこの間からずっとこの協議の中でちょっと不思議に思っているのは、行財政経費の削減が合併の目的だというふうな観点からとらえて、今具体的な数字がこういうふうに出てきている訳ですね。ところが、削減目標の数値がないのに、ここら辺の枝葉の分だけを今やっているような気がして、であるとすれば、幾ら削減をするのが適当なんだというもともとの目標数値がないのに、ここら辺だけで、枝葉の部分だけでちまちまちま下げていたりとか類似団体と合わせていたりとすること自体が、どうもそれでいいのかなと、そういうふうな形で下げ方で合併効果という部分を表すものなのか、それとも、逆に1市2町でこれくらいの削減をしなきゃいかんという目標があって、それに向かって全体的なもののバランスをとりながらやっていくべきなんじゃないかなとか思いながら、その辺のところは理事者側としてどういうふうにご考慮されるのかな。その枝葉の部分だけをずっと類似団体と比較しながら、それに合わせていだけでいいのかどうかというところを、そこら辺の基本的なところを少し伺わせていただきたいなと。でないと、何となく枝葉の部分の比較検討だと、それぞれ1市2町の今までの慣例の中で行ったり来たりするだけの話だけであって、基本的なところが抜けているんじゃないかなというような気がしてならないんですが、いかがでしょうかね。

吉山会長

このことについては、会長として思いをちょっと伝えておきたいと思うんですが、私どもは合併協議会なんですね。このことでは、やっぱり一つの限界があります。それぞれの自治体は動いていても、今議論になっておるように、過去における経緯だとかいろんなことがあって、なおかつ新しい自治体をつくろうとしておる訳ですね。その中で、それぞれの目標が今動いておる訳です、各自治体が。そして、新しい市になって初めてやっぱり目標値というのは明らかにできる。やっぱり目標値というのは、ある意味では強い性格を持ちますので、それができる力が合併協議会にあるのか、私はそこには無理があると思うんです。私は、協議の中で積み上げられる結果として生まれてくるものというものを大切にして、新しい市できちっとした対応をしていくべき事項ではないのかなと、そういう思いを持っております。

なお、今の報酬等々の問題につきましても、実は根源にあるのは市政嘱託員の皆様方の業

務がどういうことなのかというのも、歩いてきた道の中でそれぞれ違うんです。違うものを新しい市で一つにしていこうとする訳ですから、実は一挙にいかないものがあります。それは、新しい市の中でどういう職務を担っていただくのか、業務を担当していただくのかというのが、おのずと数年の中で整理されていくと思うんです。整理された中で、初めてこの報酬でいいのか、多くはないのか、少なくはないのかという議論が収束をしていくと思うんです。私はそう思います。

したがって、私としては、今現時点でやれることは、協議会の限界がある中で、一つの手順を踏んでやってきた部分で、今回新しい市のスタートとしてそのことをつくり上げていくしかないと思うんです。

そういった意味合いで、私はこれが完全に今回出されておる部分、答申されている部分が100%、もうこれで全く動かす必要のない完全なものかといったら、そうはならないと思っております。やっぱりそれは新しい市になって動いていく中で、おのずと収束していくことだろうと思います。

そのスタートを切る際、やっぱりやむを得ない、この方向で行かざるを得ないというものを私たちは決めている部分が多分にあるんです。そのことを頭に置いてやっぱり協議をしていくべきではないのかなと、私はそう思うんですよね。ですから、そういう意味合いで、それぞれ自治体の主張はあると思うんです。これは合併協議の中で必ずあることなんです。しかし、おのずと、じゃ、スタート段階ではこういう方法で、100%じゃないけれども、70%で行かざるを得ないよ、60%で行かざるを得ないよということを進めていくのが私はやっぱり協議会だと思えます。

そういった意味合いで、是非今回私としては、会長としての意見として、今回の答申についてはいろいろあるけれども、100%じゃないけれども、これを尊重して方向づけをして、是非していただきたいなという意見を持っておるということを申し上げておきたいと思えます。

ちょっと池水委員の質問からはずれてきた話になってしまいましたけれども、私はやっぱり合併協議会というのは限界があると思えます。100点満点のものは最初からつukれない、その割り切りは必要だということの中で、目標値というものも私はやっぱり限界があると見ております。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

僕も決して 100点満点をとろうとかそういう思いは全くないんですが、ただ、こういうふうな数値を出す場合に、やはり数値というのは根拠があってのことなんだと思うんですね。したがって、これだけいろんなところから下げている訳ですから、どの程度下げればいいのかとかいう部分の、ある程度の目標値という部分は示さないと、基本的な根拠が全くない中で、ただ類似団体に合わせるという部分でいいんでしょうかというふうなことなんです。

基本的には理事者側として、新松浦市としての大まかに2割とか3割削減をしなくちゃならないんですよとか、もう少し具体的な数字とまでは言わなくても、そういう大まかな数値の部分で財政規模としてお示しになれば、そうすると何割ぐらいは下げていかにやいかんとか、大まかでいいかと思うんですが、全くその数値目標がない中で、こういうふうな議論をやっていること自体が何となく無意味じゃないかなという気がしてならないんだということ、それは新市になってからやるんだということであれば、だったらこういう部分についてもそんなに、また新市の中で検討してやっていくんだという話であれば、それはそのときにやればいいんじゃないかなという気もしているんですけれども、あえてここで細かなこの数値まで決める必要があるのかどうかという疑問さえ逆に出てくる訳なんですけれども。

吉山会長

大変失礼いたしました。実はですね、本当の大枠では、新市建設計画の財政計画の中で、財政支出をこういった形で削減していくんですよと、数値はまさしく大まかなものはあるんですね。したがって、それに向かってやっぱり財政削減をしていかなければならないという、そのことははっきりしておりますので、そのことをこの今日現在における合併協議会としてずっと積み上げた結果として、これだけ削減できますよということしか今は限界だなということをお示ししておる訳です。そういう意味合いでですね。

はい、松本委員どうぞ。

松本委員

いろいろ駐在員の囑託関係で出ておる訳ですが、福島の違いは先ほど発言があったとおりでございます、私自身ここに提示されております金額で異存はない訳ですが、松浦の方からいろいろ出てきておりますので発言いたしますが、総額はこれにして、人口割、あるいは世帯割の割合を増やせばいいんじゃないかと私は思うんですが、こちら辺りどうですか。そうすることによって松浦の方は下がると思いますよ、人口数が少ないんですから。そうすれ

ば市民も納得する金額になっていくんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

吉山会長

まさしく細部のことになっていきますので、今ここで基準をまずは決めておくということの、答申を尊重するというのは、そこまで実は答申の議論の中にあるんですね。議論をされた結果として 53%と 47%、そういう一つの松浦の基準に合わせていきましょうというものも議論の中で実は出てきておるもんですから、スタート段階における状況としては、これを了としていただいたらどうかと私は思っているんです。

はい、金内委員どうぞ。 金内委員、ちょっと待ってくださいね。今の件、数字的なこともあるようですから、ちょっと事務局の方から。

友廣幹事長

ただ今比率を変えたらどうかということですが、事務局といたしまして一応試算いたしておりますのは、先ほど総務部会長が申し上げましたとおり、均等割比率で 57%、世帯割比率で 43%としてやった場合、松浦市の嘱託員さんの報酬は全体で 2,910,848円減額になります。したがって、松浦市の嘱託員さんの 1 人当たりの平均で 23,665円が減額になります。したがって、335千円から 23千円を引きますと、松浦市の嘱託員報酬となりまして、議員報酬よりも低くなるという形になります。

吉山会長

今、追加説明がありました。金内委員、先ほど手が上がっておりましたので、どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。私は、ここで調整作業の中でこれだけの推移を示されておる訳ですから、一応やって、合併後どうしても市民の方々がこれではだめだということになれば、合併後18年からでも、会長が言われるとおり 100%じゃない訳ですから、その間に調整するというところで、これはこれとして尊重するべきだというふうに私は考えております。ここに入れば、鷹島にとっても、鷹島から来ている委員については全部地区長を兼ねた、全部やった人ばかり来ている訳ですけど、1地区1地区郷土の問題も違うし、戸数についても30戸があり 300戸がありというふうなところもあって、その辺はもういろいろ言ったらきりが無いというふうなところがありますから、ここを出たところで調整を一応やってみるということで、私はそれに賛成いたします。

それと、一つお尋ねしたいのは、資料2のこの金額をされておる中で、新市の松浦市月額

335千円、これは年額じゃないかなというふうに私は思いますけれども、私が計算すると月額ではこういうふうにはならないんじゃないかと、27,375,308円、これは違うんじゃないかなと思いますが、その辺は事務局にお尋ねをいたします。

吉山会長

事務局より訂正願います。

末吉総務部会長

すみません、資料2の財政削減効果の分の資料の一番下の「その他特別職」のところの表ですけれども、中段、新松浦市で「月額報酬」という表現がありますが、これは誤りでありまして、「年額報酬」の方ですので、訂正方をよろしく願いいたします。

吉山会長

御指摘ありがとうございました。

御意見としては、この答申を尊重する中で進んでいってはどうという御意見だと。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。先ほどの幹事長のおっしゃった数値、ちょっと私メモもしていませんし、十分理解できなかったものですから、もう一度御説明をいただきたいと思います。

吉山会長

幹事長、いいですか。

友廣幹事長

お答えいたします。

今回の検討委員会で御検討いただく中で、先ほど会長が申し上げましたとおり、松浦の場合は議員さんとの横並びであるということ、福島町は議員さんの倍額以上だということ、それから、鷹島町さんの場合は議員さんよりも5割増しだというようなことがありまして、それでは、このような335千円という数字を出した場合に、現在の新市では335千円が平均になる訳ですが、現在の松浦市、福島町さん、鷹島町さんの嘱託員さんの報酬がどうなるかということの試算を、それぞれの自治会ごとに試算をさせていただいた訳でございます。

その結果の数字といたしまして、松浦市では申し上げましたとおり均等割と世帯割を57%と43%の割合で試算をさせていただきましたところ、松浦市では2,910,848円の削減効果が出るということでございます。それから、鷹島町さんは433,600円の増額になる。福島町さ

んは 260,290円の減額になる。トータルで 2,737,538円、間違いないですかね。その数字が削減効果として出るということでございます。

したがいまして、私が最初に申し上げなかったのは、新市の場合、嘱託員さんという一つの枠組みということで、現在の松浦市、あるいは福島町、鷹島町ということは触れない方がいいということで触れませんでしたけれども、先ほどの委員さんの、どうなるかということでございましたので、現行の松浦市からこうということで申し上げたところ、松浦市の場合にはそういう減額の数字になるということでございます。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。先ほど幹事長がおっしゃったことを私が受けたのは、新市に当てはめて、この 335千円という額を146人の嘱託員さんに年額で報酬として支払った場合の総額を、それぞれ松浦、福島、鷹島としたら、松浦では 2,900千円何がしのマイナスになると。これを松浦市の嘱託員数で割ると2万幾らマイナスになるので、その2万幾らを 335千円から引くと、議員の報酬よりも安くなるんですよというふうにおっしゃったように受けとめた訳ですね。

いや、そうじゃないということなのかどうかちょっとわからないんですが、減額された金額だけを幹事長がおっしゃるものですから、わからないものですから、ちょっと計算をさせていただいて、本来であれば事前に資料をいただいている訳ですから我々がしなければならなかったということはわかりますし、この点はお詫びをしたいと思いますけれども、できれば、松浦市、福島町、鷹島町、それぞれの嘱託員さんの市町ごとの平均の年額の報酬額はどうか。トータルした、新市が 335千円でしょう。今さっきの話では、松浦市は2万幾ら安くなるので、市会議員の月額報酬より安くなりますよとおっしゃるものだから、ちょっとその辺で混乱が始まったものですからね。

吉山会長

いやいや、いいですか、結局は、今一つの嘱託員さんが受け持つ区域の戸数に差があるんですよ、平均戸数が。先ほど言いましたように、100戸、90戸、63戸でしたか、61戸。それぞれの今の自治体の中での戸数の差があります。そうすると、戸数割と基本割とで 57%だ、43%だという、そういう形にしてありますと、戸数の少ないところは当然下の方に響きます。掛ける人数が減りますから。90を掛けるのと 60を掛けるのとでは、おのずと 43%の部分と

いうやつに引っ張られますので、下がってきます。その結果として、松浦市の 120何戸については、120という自治会の市政嘱託員さんの数に掛け合わせていくと、結果的には現行の報酬よりも下がるということになる訳です。

はい、どうぞ。

友田委員

すみません、算数がよくわからなかったのかもしれませんが、よろしいですか。平均報酬額というのがあって、その額の 57%が均等割でしょう、43%が世帯割でしょう。これはどこに行っても一緒なんですよ。だから、その報酬額を決めてしまえば、その報酬額の下がった分だけしか下がらないんですよ。だって世帯割額は一緒なんですから、変わっていない訳ですから、松浦の場合。松浦市は 57%の均等割でしょう。世帯割 43%は変えていない訳だから、大もとの額が下がったって、世帯割がどうのこうの違いますよという話は、数学上は絶対ならないですよ。それは間違っています。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

ちょっと整理をさせていただきますが、今御指摘がありましたとおり、先ほど申し上げましたのは、松浦市の 349千円に対しまして 2,910,480円減額になりますと。福島町さんの場合は、458千円の報酬額からすると今回 260,290円減額になります。鷹島町さんの場合は、328千円から比べますと、433,600円増額になりますというふうに申し上げましたので、松浦市の場合は、現在の報酬額 349千円から 2,910,848円を 123人の嘱託員さんで割りますと、現在の 349千円よりも 23,665円減額になりますよということでございます。でございませうか。おわかりになりましたですかね。

吉山会長

どんなですか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

幹事長の発言については、後ほどちょっと整理をしていただきたいと思います。

私自身は、本日のこの議論を聞いていく中で、松浦市の方で、我々の市議会の特別委員会の中でも非常にこだわられたのは、やっぱりこの調整方法というところで、15ページの表を見てもらえばわかるとおり、結果的に市議会議員の報酬、現行の松浦市議会議員の報酬があ

って、均等割、世帯割で幾らにしますというふうになっているんですよ。

先ほど松永副会長の方から、市議員の一月額のことを基準になっているのがよくわからないとおっしゃいましたけれども、計算資料そのものがそれで始まっている訳ですね。だから、松浦の方はそれで頭が固まっちゃっているんですよ。だから、もっとこの中で、結局そこを議論のスタート地点にしないと、今会長もおっしゃるように、それぞれの市町で1人当たりの世帯割数も違いますし、やっておられる業務の中身も違うと。じゃ、その金額をどのように評価するかというときに、その基準として、結果的に松浦市の市議員報酬というのが出てきたし、新市の市議員の報酬というのにまとまっている訳ですね。だから、ここを松浦市としては20数年来の慣例等を大きく変えるのはどうだろうかということで意見が出た訳です。

私としては、そのこれまでの20年来の慣例にこだわることなく、現松浦市の慣例が新松浦市の慣例でなければならないということは一切ないと思います。ただ、御確認をいただきたいのは、現松浦市では現市議員の報酬の月額が嘱託員の皆さんの年額報酬になっていたと。これはあくまでも現松浦市の話であって、新松浦市はそれによることなく決定をしたんだと。だから、ここをきっちりと明確にしておくべきだと思うんです。それによって、新しい市の報酬改定などを行うときに、そういう議論については、それは古い松浦市の話であって、新松浦市はそれによることなく決定をされたんですよというのがきっちりと条文化とか、あるいは今回のこの協議会の中で確認をされておれば、皆さんが心配されておられるようなことは私は払拭できるのではないかなというふうに思っています。

それと、嘱託員の数ですね、山口委員さんおっしゃるように、私ども松浦のところは受け持ち世帯が平均すると7,900世帯ということで、大きく異なっております。ただ、この問題を新市になる前にどうこうするというのは、これは新市においてどうコミュニティーをつくっていくか、そのことと十分整合性を持ってやらないと大きな混乱をもたらすと思いますので、そのことについては、やはり新市の中である程度の方向性を示す上で、新市の中でしっかり議論をしていく。それが2年かかるか3年かかるかわからないけれども、そのことはしっかりこの中で問題点としてとらえておくということが必要ではないかなと思っております。

ただ、先ほどちょっとここにはない数字が出てきて混乱をしたものですからお尋ねをしましたので、後ほど整理をさせていただきたい、そのように思います。

吉山会長

ちょっと一旦休憩しましょうかね。この議論をすべて終わってから休憩とっておりますが、もう既に1時間15分ほどたっておりますので、若干の休憩を挟みたいと思います。

午前11時15分 休憩

午前11時29分 再開

吉山会長

それでは、再開をいたします。

もう一言ずつ、それぞれ御意見を。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。休憩中に、幹事長から先ほどの計算根拠について詳しく御説明をいただきました。それによって、結果的に335千円というのはあくまでも1市2町、新市での嘱託員の報酬の平均でございましたので、これを現松浦市に当てはめたときにどうなるかという数字をお聞きして、納得をいたしたところであります。

結局、そうしたときに松浦市については平均で新松浦市の旧松浦市地区については325,335円になるということと、新しい松浦市の福島町区については434,338円、同じく鷹島町区については364,133円に、平均をするとそれぞれの報酬になりますということで、理解をしたということを述べておきたいと思います。

吉山会長

何か松瀬委員からちょっと手が上がって、はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。この問題につきましては、今先ほど来お話がっておりますように、経費の節減、削減というのが大事で、基本的な問題であろうと思う訳でございますし、またおっしゃるとおりでございます。

ただ、今後の対応の仕方といたしまして、人件費等につきましては、この人事院勧告だとか、あるいは類似団体だとか、あるいは交付税算定基礎数値だとかというのが非常に参考にされ、算出をされておる。これはよくわかる訳なんですが、それらに基づく算定外の各種委員等の手当等につきましては、力関係で大方決まってくるのではないかとというのが危惧される訳でございます。

今後も、このまま数値目標というものがなければ、新市になってからもやはり手当関係等

で相当の要求もあるいは出てくるのではなからうか、こういうことを懸念する訳でございます。できれば一つの数値目標というのをここで設けておく必要がないかというようなことを私は考える訳でございます。それが、やはり従来からの松浦市の場合は、議員報酬の1カ月分が嘱託員報酬の年額報酬だというように取り決めをされてまいった訳でございます。

そういう原因もございますし、やはり引き上げという形でなくして、ある程度引き下げられたという数字も必要である訳でございます。先ほど御説明がありましたので、数字の方につきましては承知をする訳でございますが、今後新市になりましてからの対応といたしまして、やはりこういう設定の仕方も大切ではないかということから、嘱託員報酬というのは、議員1カ月の報酬、松浦市の経緯だけを申し上げまして押しつけるということには問題があると思いますけれども、取り扱いといたしましてはその方が一番いいのではないかというようなことを考える訳でございます。私どもの議会での論議の中でも、そういう思いがあったというように私自身理解しておるわけでございますから、こういうことで、やはり松浦の過去の取り扱いというのが一番適当ではなからうかというように思う訳でございます。できれば、そういうのは形にしていきたいとは思いますが、このまま平行線ではどうにもならないであろうとも思いますし、やはりそれらを尊重して新市で対応するというような確認でもされたいかがかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

吉山会長

それではまとめたいと思うんですが、この議論については、私はやっぱり新しい市になって、今、松瀬委員からおっしゃったように、どういう基準を設けていくのかというのは非常に大事になってこようかと思っております。したがって、そのことは新しい市の中に、この議事録、この協議というものをしっかり引き継ぎながら、松浦市が今日まで歩んできておった方法も一つの例としながら、経費を削減するという方法の一つとして、これからの新しい市の大きな課題として引き継いでいくということ。

今回、私ども協議会としては、この問題については報酬等検討委員会の答申を尊重させていただいて、協議会としては確認をするということ。ただし、先ほど申し上げました新しい市で新しい基準をどのように作り上げていくのかというような、今日の議論を議事録として引き継ぐ形で生かしていくということで整理してはどうかと思うんですが、いかがですか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。確認前に大変申し訳ありませんが、1点ですね、代表監査委員の学識経験者、これについては、私は現松浦市の代表監査委員さんの勤務状況を見るときに、この額は余りにも私は低過ぎると思います。今、最後、会長がとりまとめをなさっていたような形で、このことについては、新市において選任をされるその代表監査委員の方の仕事ぶり等々を十分勘案して、新市においてその点についても調整いただくということを御確認いただきたい、そのように思います。

吉山会長

友田委員が今御指摘なさった部分、これについては検討委員会の中でも議論をなさった経過があるようでございます。今の問題も含めて、その他のこの報酬にかかわる部分というのは、常にやっぱり命題として残っていく部分だと思います。聖域という部分をなくして、今の部分をきちっと議事録に加えつつ、全体として新しい市の中できちっとした理論に基づいた対応がなされていかななくてはならないと思いますので、そういった意味合いも含めたということで対処していきたいと思いますが、いかがですか。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

大体の流れで理解はした訳ですけれども、会長として、今後新市に引き継いで十分検討を重ねていくということでございます。

ただ、問題は、嘱託員の問題についても、福島、鷹島と今の松浦とすると、一嘱託員の守備範囲というものが物すごく変わっております。こういうものも、これは自治体の問題で、行政サイドから圧力的に統廃合ということはなかなか難しい問題が絡んでくるとは思いますけれども、この合併協議会の中で、あくまでも今後の将来を見越した取り組みということについては、そういう自治体の統廃合も含めて、嘱託員のあり方、そういうものも十分検討課題としていくということを明記されるということであれば、そういうことでひとつ理解を求めたい。

さらに、先ほど出ました代表監査員の問題につきましても、やはりひとしく、先ほどの友田委員と一緒に私もそう考えておったところでございますが、このことにつきましても、一応この合併協議会の現段階としての了承ということにして、新市になってからの模索、検討をしていくということをつけ加えておくということであれば、そういうことで了承していかざるを得ないと考えております。

吉山会長

今、寺澤委員の御指摘があった部分も、実はこの問題を議論していく中で出てきた問題でございます。そして、解決がしていない問題でございますので、課題として当然議事録に残して、新しい市でそのことについて整理をする努力はなされると、そういう範疇のものだということで、ここではまとめておきたいと思います。そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、答申を尊重する形の中で、報告として出された部分を確認させていただきます。ありがとうございます。

それでは引き続き、次第によりますと、調整結果報告第8号（協定項目29号） 各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）について議題といたしたいと思います。

このことは、障害者福祉手当の関係で、事務方で再調整をするということが前回の協議結果として意思表示がされておったところでございます。そのことを踏まえた議題だということで、説明を願います。

諸石保健福祉部会長

保健福祉部会の諸石でございます。座って説明をさせていただきます。

調整結果報告第8号（協定項目29号）、再報告でございます。各種福祉制度の取扱いに関すること（その1）について、次のとおり報告をいたします。

議案の2ページを、まずご覧いただきたいと思います。

現況の福島町の欄でございますけれども、17年度から対象者を松浦市に合わせまして、年額3千円に変更されておりますので、今回訂正をさせていただいております。

7月20日開催の松浦地域合併協議会におきまして、「障害者福祉手当等については、廃止する。その財源については、他の障害者福祉施策の財源に充てる。」と提案いたしましたけれども、委員の中から、廃止は福祉の後退につながるのではないかと、廃止せず、減額するなど再度検討すべきではないかとの意見を受けまして、再調整することにいたしましたところでございます。

その後、専門部会等で協議を行いまして、現時点で、新たな障害者福祉施策を見出せていないことから、調整内容を「支給対象者を、身障手帳1級、療育手帳A1、A2、精神障害者手帳1級所持者とし、年額3,000円を支給する。ただし、平成17年度については、旧市町

の例による。」といたしております。

現行の松浦市の制度に精神障害者を対象者に加えまして、5千円を3千円に減額することで再調整を行いました。

以上で説明を終わらせていただきます。

吉山会長

ただ今調整結果報告第8号(協定項目29号)ですが、各種福祉制度の取扱いに関すること(その1)について報告がありました。御質問、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ないですね。それでは、質疑を打ち切ります。

調整結果報告第8号につきましては、協議会として新たな提案、このことについて了承をしたということで整理をさせていただきます。

続きまして、調整結果報告第18号(協定項目23号) 一部事務組合等の取扱いに関することについて議題といたします。

事務局長から説明願います。

大久保事務局長

この調整結果報告第18号につきましては、事務局の方から御説明申し上げます。

議案は3ページでございます。ただ、中身も合わせてと思いますので、4ページからご覧いただきたいと思います。

前回の協議会の中で、一部事務組合等の方向性が明確でなかった部分、合併までに調整するというで終わっておった部分のものにつきまして、これから一つずつ、その方向性を御説明したいと思います。

4ページでございますけれども、まず最初に、長崎県市町村総合事務組合を上げております。これにつきましては、1市2町とも加入はいたしておりますが、共同処理する事務に松浦市と福島町、鷹島町で違いがあるというところで前回終わっております。

そういう中で、この共同処理する事務について、合併までに調整するというで前回はおった訳でございます。

いろんな事務がございますけれども、まず退職手当でございますが、これは一般職及び常勤の特別職の退職手当でございます。

現状でございますが、松浦市は市の条例に基づき、毎年度予算化を行って退職金を支払っているという状況です。それから、福島町と鷹島町は、この組合の事業に加入をして、退職金に見合う負担金を平均化しながら毎年負担して、退職手当に対応しておるといふような状況でございます。

それで、前回の協議会の中で、この制度の内容、そして、メリット、デメリット等を御説明いたしまして、種々御協議をいただきましたが、その際の御意見も参考にし、そして、まず第一には、負担の平準化が図られることや、また、事務費、それから、加入金が不要なこと、それから、脱退すれば精算による納付金が生じますが、継続加入した場合には精算は行わない、そのようなことから、新市においてはこの組合の事業に加入するという方向を選択いたしました。

それから次に、公立学校等公務災害補償、それから消防災害補償、それから消防退職報償金、これにつきましては、1市2町とも現在もう既に加入しておりますから、引き続き加入することといたしております。

それから次に、非常勤職員公務災害関係でございますけれども、現在松浦市はこれには加入いたしておりません。条例に基づき、その都度予算化することとなります。そのようなことで、死亡または高度の障害に陥った場合は、多額の財源がその都度必要になりますし、現在、発生頻度が少ないといふようなことで、そのときになりますと、そういう事務のために、職員の負担や被災者への対応がスムーズにできないことも予想されるところでございます。

また、次の段に市町村議会議員公務災害補償等組合というのを記載しておりますけれども、これとの関係もでございます。この市町村議会議員公務災害補償等組合が、市町村合併に伴います長崎県下の町村議会の減少から、一応今年度末で組合が廃止になるというか解散というか、そういうふうな方向に向かう模様でございます。そのようなことから、この議会議員さんも含めて、ほかに行政委員会や各種委員、そして、さらに臨時職員等のこういうふうな非常勤職員のすべてを、この市町村総合事務組合の非常勤職員の公務災害で対応したいといふようなことを新市では考え、これに加入するといふような方向を見出しております。

それから、次に交通災害共済でございますが、これは住民の方を対象にした交通傷害保険でございます。現在この組合の制度には福島町と鷹島町が加入いたしております。松浦市の場合は、保険会社と締結をして、同様の交通災害保険制度が設けられております。

二つの制度につきましては、若干掛金とか給付内容とか加入期間が異なっております。そ

れで、そのようなことから、これは合併後も二つの制度を存続させても問題がないことでもありますし、また、住民の選択の幅が広がるというふうなこともありまして、一応これは新市において加入していこう、なお、現在の松浦の保険もとりあえずは残していこうと考えております。これにつきましては、特に市の負担金というものはございません。

それから、会館の維持管理、職員研修でございますけれども、これにつきましても、市としての負担金はないことから、加入をすることといたしております。

以上のようなことから、「長崎県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。ただし、共同処理する事務については、次のとおりとする。」ということで、退職手当、それから、公立学校等公務災害補償、それから消防災害補償、退職報償金、それと非常勤職員公務災害、それから、交通災害共済、会館の維持管理、職員研修、この組合が共同処理しております事務のすべてにつきまして加入をしていくというふうなことにしております。

それから次に、ちょっと先ほど触れましたけれども、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合でございますが、ただ今も御説明いたしました関係によりまして、長崎県市町村総合事務組合の方で、議会議員の公務災害の補償につきましても、共同事務を処理していきたいということから、この調整内容につきましては、「長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合については、松浦市、鷹島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退する。」というふうにいたしております。

次の5ページをお願いいたします。

松浦地区消防組合でございます。

ここで、福島町の常備消防につきましては、一応伊万里市の委託から合併後10年以内に松浦地区消防組合へ移行させる方向で、関係機関と現在協議調整をしておるところでございます。それで、合併に当たりましては、現在加入している松浦市と鷹島町が再加入するというふうなことになります。そういうところで、調整内容につきましては、「松浦地区消防組合については、松浦市、鷹島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧松浦市、旧鷹島町の区域において合併の日に当該団体へ加入する。」というふうにいたしております。

なお、ちょっと関連で田平町の動向が気になるところでございますけれども、構成市町の組合での協議によりまして、一応田平町につきましては合併の日の前日に脱退し、平成18年10月1日から平成19年3月31日までの間は、組合に事務委託をするということで すみませ

ん、平成17年10月1日から平成19年3月でございます。この間は組合に事務委託をするという事で協議がなされておるところでございます。

次に、北松特別養護老人ホーム一部事務組合でございます。

現在、この組合では特別養護老人ホームの建設中でございます。そのようなことから、調整内容といたしましては、「鷹島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧鷹島町の区域において合併の日に当該団体へ加入する。」といたしております。

構成団体として、あと大島村と江迎町がございますけれども、将来的には脱退の方向というか、解散というか、江迎町の方でやっていただくというような方向に向かうというふうなところでございます。

それから、6ページをご覧いただきたいと思います。

北松北部環境組合でございます。

ここでは、平成17年度から汚泥再生センターが稼働いたしまして、これまで計画されておりましたすべての一般廃棄物処理施設が稼働いたしております。そこで、北松北部環境組合での一般廃棄物の処理につきましては、建設に伴う地域住民との約束、それから、施設の処理能力の関係から、現在の構成市町に限られておりますことから、調整内容といたしましては、「北松北部環境組合については、松浦市、福島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧松浦市、旧福島町の区域において合併の日に当該団体へ加入する。」といたしております。

次に、松浦地区火葬場組合でございます。

この組合は、設置の当初は1市4町で構成されておりましたが、吉井町が佐世保市との合併により平成17年3月31日で脱退され、現在は1市3町の構成になっております。

この組合の取り扱いにつきましては、鷹島町の火葬などの関係があり、合併までに調整することといたしておりましたが、前回の協議会におきまして、火葬場使用料の関係につきましては整理ができましたし、地理的なことから現行どおりの対応とならざるを得ないことから、調整内容を「松浦地区火葬場組合については、松浦市は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧松浦市の区域において合併の日に当該団体へ加入する。」というふうなことといたしております。

以上が、一部事務組合等の取扱いに関する事に係る合併までに調整する項目の説明でございます。よろしくお願いたします。

吉山会長

ただ今調整結果報告第18号（協定項目23号）ですが、一部事務組合等の取扱いに関するところについて説明が終わったところです。

御質問、御意見はありませんか。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。この総合事務組合に、ここに書いてあります全部が加入することには反対はございません。賛成でございますが、1件だけお尋ねしたいと思うんです。

退職手当関係ですね、途中から加入した場合の掛金の額あたりはどうか。あるいは、掛金が今まで加入したところと一緒にあれば、退職時にもらう金額が変わってくるのか。そこから辺ちょっとお教えいただきたいと思います。

吉山会長

ちょっと資料を整理しております。

大久保事務局長

現在の退職手当事業の制度でございますけれども、これにつきましては、まず、これから先、5年ごとの見直しがある訳ですけれども、基本的には10年先までの定年退職者を見込み、見込みというか、これは数がはっきりわかりますから、それによりまして、それを10年間で平準化するという中で、5年ごとにその負担を見直していこうというふうなことでやっておられます。

そういうことで、実際には退職金の費用と負担金というのは、中・長期的には同額になります。それで、途中から入ったといたしましても、これは実際にこれから、例えば今年度入りますならば、今年度から見込まれる退職者の、これから将来に向かっての数を平準化したような負担金でお支払いをするということでございますので、特別に加入に当たっての加入金というのもしません。

また事務費につきましても、現在組合の方で基金をお持ちということで、事務についても一切支出は必要ないというふうなことでございまして、退職金イコール負担金というふうな考え方でもよろしいと思っております。そういうふうに、要は一年一年の負担金について平準化されますので、中長期的にはもうイコールになるというふうなところでございます。

以上でございます。金額は、今日ちょっと準備をしておりませんで、細かいところの説明ができませんけど、そのようなところでございます。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。松浦地区消防関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

事務局の方より、田平町については平成19年3月まで加入をして、その後平戸ということの説明があった訳ですが、田平町が脱退される折、話し合いをされる中で、事務所を置いている、職員についてはどのようになるのか。その点について御説明を願いたいと思います。

吉山会長

このことについては、消防組合と田平町、平戸とのかかわりということで、直接的にはここに関係はない訳ですが、ただ連動はいたしますので、今の御質問に基本的な部分について報告をしておきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、平成17年10月1日から平成19年3月末までは、事務委託ということで従来どおりの動きとなります。そこで問題になるのが、財産の処分の問題だとか、これは借金も含めた話になります。それと、もう一つは人の問題ですね。消防署員の取り扱いをどのようにするのかという問題です。財産の処分、それから、人の取り扱いの問題も、この委託期間において最終的には協議、決定という形に持っていく訳ですが、財産処分については、平成19年3月31日をもって財産を処分していこうということになっております。その間は今の松浦地区消防組合の帰属ということになってまいります。

それから、職員も当然のことながら、委託期間中は陣容も必要な訳ですので、松浦地区消防組合として。今の消防署員については、すべて平成19年の3月31日までは身分は松浦地区の消防組合員ということになります。

問題は、それ以降どのようにするのかということですが、基本的には10名が向こうに移管をするということになります。そういうことが消防組合の中で、首長レベルで協議が整っております。このことは、組合議会の中で、全員協議会等々の中で確認をされる事項でございますので、最終決定ということではございませんが、そういう流れにあるということを御報告を申し上げておきたいと思います。

吉山会長

他に、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、御質問も切れたようです。松本委員、先ほどのあれ、よろしいですね。

それでは、これで特にないようでしたら、調整結果報告第18号（協定項目23号） 一部事務組合等の取扱いに関することについては、先ほどの報告を協議会として了承したということと整理をさせていただきます。

ちょうど12時になったようでございます。午後1時再開ということで、しばらく昼食休憩とさせていただきます。

午後0時 休憩

午後0時58分 再開

吉山会長

それでは、若干お約束の時間よりか早い訳ですが、再開いたします。

午前に引き続き、調整結果報告の協議を進めてまいりたいと思います。

それでは、調整結果報告第19号（協定項目31号）ですが、公営住宅の取扱いに関することについて協議題といたします。

事務局から説明願います。

村田都市計画部会長

どうもお疲れさまです。都市計画部会長をしております松浦市都市計画課長の村田です。よろしく願いいたします。

それでは、調整結果報告第19号（協定項目31号） 公営住宅の取扱いに関することについて御報告申し上げます。

公営住宅関係につきましては、去る第7回の協議会において協議確認をいただいておりますが、その中で、公営住宅の入居に係る選考委員会の委員の構成について合併までに調整することとなっておりますので、次のとおり協議調整を行っております。

議案の8ページをお開きください。

入居者の選考委員会につきましては、8名の委員で構成することとし、構成委員については、助役、総務課長、税務課長、市民生活課長、健康福祉課長、都市計画課長、福島支所長及び鷹島支所長といたしております。

この入居者選考委員会につきましては、入居者の困窮の度合い等を判断し、その意見を参考に市長が入居者の決定を行うということで、既に現松浦市において設置及び運用がなされ

ていることから、新市においてはその範囲を福島町、鷹島町の公営住宅入居者にも該当させるため、現松浦市の選考委員会の構成に、両支所長を加えることといたしております。

以上で調整結果報告第19号（協定項目31号） 公営住宅の取扱いに関することについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

吉山会長

ただ今調整結果報告第19号（協定項目31号） 公営住宅の取扱いに関することについて、事務局から報告、説明がありました。御質問、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありませんね。それでは、調整結果報告第19号（協定項目31号） 公営住宅の取扱いに関することについては、8名の入居者選考委員会を設けるということで、その内容で確認をさせていただきます。協議会として了承したということ、確認をさせていただきます。

続きまして、調整結果報告第20号（協定項目37号） 建設関係事業の取扱いに関することについてを協議題といたします。

事務局から説明を願います。

北川建設部会長

建設部会長を仰せつかっております松浦市建設課長の北川でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただいて、説明をさせていただきます。

調整結果報告第20号（協定項目37号） 建設関係事業の取扱いに関することについて御説明いたします。

説明に入ります前に、お手数ですが、議案の一部修正をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

9ページの四角囲みの中の、道路占用料と河川の占用料の調整結果をお示しいたしておりますが、その2行目と4行目に、それぞれ「終了」と表記してあるところを、「満了」ということで修正をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本文について説明をいたします。

建設関係事業につきましては、去る12月22日に開催された第7回の合併協議会において、その方針が確認されておりましたが、その中で、合併までに調整する項目が4件ありましたので、その調整結果を御報告するものでございます。

まず、10ページをお願いいたします。

10ページから 11ページにつきましては、現在 1 市 2 町で徴収している道路占用料を記載しており、第 7 回の協議会で協議会委員皆様方にお配りした資料を添付いたしております。

新松浦市については、12ページ、ゴシック体の書体で記載している内容により占用料を徴したいと考えております。

道路の占用料については、現在松浦市が既に県の条例を参考に作成、徴収されており、また、福島町及び鷹島町を含む全地域が新「松浦市」となることから、「道路占用料については、松浦市の例による。但し、既に許可を受けている物件については、その許可の期間が満了するまでの間は、旧市町の例による。」としております。

似たような資料が 3 枚あり、非常に見づらいと思いますが、10ページと12ページは書体が変わっただけで同様の内容でございます。したがって、先ほど御説明いたしましたとおり、新市においては現行松浦市の例により占用料を徴したいと考えております。

次に、13から 14ページをお願いいたします。

河川の占用料及び使用料並びに採取料についてですが、河川の占用等については、道路占用料の条例に準じる箇所があることや、道路の占用料についても、県の条例を参考に既に作成されてあった経緯があったことから、「河川の占用料及び使用料並びに採取料については、松浦市の例による。但し、既に許可を受けている物件については、その許可の期間が満了するまでの間は、旧市町の例による。」こととしております。

なお、採取料の樹木、粗だ、竹、雑草については、その他の河川生産物と同じく、その都度評定したいと考えております。

次に、15から 16ページをお願いいたします。

指名選定の基準及び格付についてですが、現行松浦市が法改正に伴い、国や県の指導のもとに、既に要綱、要領を策定してあることや、1 市 2 町における過去の発注実績及び指名登録業者数を総合的に判断し、松浦市の例によるとしております。

なお、松浦市については、本年の 7 月 1 日に指名選定要綱の一部改正が行われておりますので、前協議会で確認をいただいた数値を見え消しに、新しい数値を太字で参考までに掲載いたしております。

次に、17ページをお願いいたします。

公募、公図の手数料については、国土調査の成果品をパソコンによりデータ管理を行い、

その機器によって公図を出力し、手数料を徴している自治体や紙ベースのデータをコピーし、公図として発行されているところ等、さまざまです。

次に、地籍集成図においては、A3用紙以下が500円、それより大きい用紙になった場合は、千円といたしております。

その他の成果品に係る手数料については、18ページにかけて、その調整を行った内容を記載いたしておりますので、説明については省略させていただきたいと考えております。

なお、合併時からこの額により手数料を徴したいと考えております。

以上で、建設関係事業の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いいたします。

吉山会長

ただ今調整結果報告第20号（協定項目37号）ですが、建設関係事業の取扱いに関する事について事務局から報告、説明がございました。

質問、御意見ございませんか。はい、松本委員どうぞ。

松本委員

福島の松本です。ここで言う河川とは、どの程度の幅員といたしますか、それを言うのか。その点についてお聞きいたしたいと思います。

北川建設部会長

通常の普通河川を考えております。青線等は考えておりません。

松本委員

通常、青道ということで、あれは除外されるということですね。青道というか、国調あたりで。その普通河川といえ、例えば、福島あたりもそういう対象河川があるのかどうか、わかればお教えいただきたいと思います。

北川建設部会長

福島にも当然普通河川はございます。今御質問がありました青線については、別に法定外公共物ということで、今度国から移譲を受けましたので、その分についてはそちらの方で取り扱いたいと考えております。

通常、普通河川は川幅が1メートル以上のものを言っております。普通河川として台帳で整理してあるものでございます。

吉山会長

よろしいですか。ほかに。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。15ページについてお尋ねをいたします。

右側の新松浦市で、調整内容に出てきておる一番下の備考欄について、鷹島は従来まで選定がなかったものですから、この一番下の字句に、「特認により等級に関係なく選定可」というようなことになっておりますが、この解釈について、特殊な関係で工事を指名するものか、業者数によって特別に扱うものか、その点についてお尋ねをいたします。

吉山会長

「特認により等級に関係なく選定可」としておる部分の意味合い。

北川建設部会長

お答えいたします。

これについては、災害復旧工事とか緊急に要する工事、そういうものを想定しております。災害復旧工事の場合は、特にその単年度で仕上げなくてはいけないとかいろいろ条件がございますので、そういう関係で、災害復旧についてと、先ほど申しました緊急に工事をしなければいけないという場合については、特認により等級に関係なく選定すべきだろうということと考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

そうすると、特認の上側にも、上位及び下位というふうなことを書いてある訳ですが、これは度外視して下を適用する場合もあるという解釈でいいんですね。

吉山会長

はい、どうぞ。

北川建設部会長

例えば、A級とかB級だけでは業者数が足りないという場合は、B級とかA級から選定が可能だということと考えております。

吉山会長

はい、どうぞ。

金内委員

それはわかっている訳ですが、この一番上でいくと、B級の場合は、A級とC級を入れて

やるということですが、この上の段でいくと、C級になってくると、直近上位のB級だけしか入らないという解釈になってくる訳ですね。それですから、災害等が起きた場合は、例えば、鷹島で災害が起きたという場合、A級、B級、C級の全部を関係なく選定するというふうに解釈しておいていい訳ですね。

吉山会長

はい、どうぞ。

北川建設部会長

はい、そのとおりでございます。

吉山会長

よろしいですね。金内委員の解釈のとおりだということのようです。他に。山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。業者の等級の方でA級、B級、C級とかある訳ですけども、福島の場合、例えば、今まではD級であれば10,000千円未満までやったということですね。今度、新市のA級、B級、C級になった場合、5,000千円未満の仕事しかできないという解釈ですよ。福島の場合は、そうした会社も見受けられる訳ですけども、工事が狭められて、余りにも現況と違いすぎて大変ではないかと思う訳ですけども、その辺を含めて御説明いただきたい。

それから、松浦市で横線を引っ張ってありますね。例えば、CでもAでもいいですけども、C級であれば10,000千円未満のものが5,000千円未満までと書いてある訳ですけども、これは近年、今回変えられた訳ですか。ちょっとその辺お尋ねいたします。

北川建設部会長

まず第1点の、C級については5,000千円以上は入れないのかということですが、先ほどもお答えしましたとおり、業者数が足りないとか、その地域で考えたときにどうしても必要だということになれば、1ランク上の業者の方からも指名ができるというふうに考えております。

それから、2点目の松浦市が10,000千円未満のC級を5,000千円未満にしたというのは、今までA、B、Cのランクづけが非常にダブった部分があって、見え消しの分を見ていただければわかりますけれども、B級になりますと、もう全部入るような形になっておりますの

で、それをある程度線引きをしようということで決定したところでございます。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

山口です。小さな業者については、仕事が5,000千円、非常にわずかな金額ですよ。5,000千円といいますが太かですけれども、工事にすれば本当に小さな仕事。なかなか大変かなと私は思う訳ですけれども、県の指導でこうなったということですから、もう少し上げてもいいんじゃないか。今の公共事業の仕事量を考えた場合、大きなところだけが残っていくというふうな感じがいたします。

それからもう一つ、これは福島の方でも出た訳ですけれども、福島、鷹島、松浦、それぞれつんぼつんとした、みんなつながっておらん訳ですね。そうしたときに、やっぱり地域性を考えて、地元の業者の方が該当すれば入れていただきたい、是非お願いしたいということですね。そうせんば私、さっきも駐在員の話がありましたけれども、松浦からぼんと来られて、非常に地域で困る場合がある訳ですね。地域の事情、あそこにはどういうところがあるよということを踏まえて、地域の方としっかり話ができる業者を入れたいということが一つある訳ですね。もしできるならば、そういった地域性を十分に考えて指名していただきたいと思います。

北川建設部会長

最初の5,000千円の分についてももう少し詳しく説明しますと、松浦の場合はC級は3,000千円でもいいじゃないかという極端な話もあったんですが、これについては、福島、鷹島の小さい業者の方を考えたときに、もっと上げて5,000千円ぐらいまではすぐ対応できるような形にしておいた方がいいんじゃないかということで、5,000千円にさせていただいております。

それから、指名の関係につきましては、これは私の一存では言えないんですが、指名委員会の範疇にもなるんですが、ある程度地域性というものを考えながら指名をしていただくような形をとっていかうというふうに考えております。わざわざ全部一体化して福島、鷹島の仕事に全部松浦の方から小さい業者の方が入っていくということにはなかなかないんじゃないか。大きい工事になれば、それは全市的に考えなきゃいけないと思うんですが、そういうふうに考えております。

吉山会長

はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。今、福島の方からも話がありますように、鷹島についても業者間については、業者が非常に少なくもありますが、工事も少ないというふうな現在の状況です。この選定については、新市の長が決めるということではありますが、例えば全体になった場合、鷹島も含めてC級が幾らという、実際数字は新市になったら出てくると思います。その中で、C級でやる場合に、松浦から鷹島に来て工事をされる場合は、船便について、勤務される時間とほとんど変わらないような状況で来られた場合、仕事ができます。ところが、鷹島から逆に松浦に行くということになると、仕事は8時間するのに、6時50分に出ていって7時にしか帰れないということで、ロスの時間が大分出るということで、業者さんとしては、単価基準からいくとどちらの業者も一緒ですから、採算が合わないという状況が出てくる可能性がありますので、できるだけ、今後新市になったらその辺を十分配慮しながら、当初聞きましたように、特認によりというふうなところを十分考えながらやっていただきたいというふうに考えます。

北川建設部会長

加えて御説明させていただきますが、新市になりましても、そういう小さい工事については地理的条件を考えて指名というものをしていきたいというふうに考えております。

吉山会長

この件、ここに書いてある、必要がある場合は直近の上位及び下位の等級から選定可というふうな、そういった意味合いの特殊事情等々を含んでの記述かなという理解をさせていただいております。ただ、金内委員がおっしゃった、特認という部分は、これはやっぱり災害だ緊急だという部分でのとらえ方だということの中で対処すべきことだということにとらえておく必要があると思います。そういうことでよろしいですか。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。ちなみに、地場に本社を置く会社でAランクというのは、土木建築、その辺あたりで、純然たる地場でAランクというのは何社ぐらいございますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

北川建設部会長

ちょっとすみません、お待ちください。

吉山会長

本社を置くと言ったらよかとですね。

北川建設部会長

すみません、お待たせいたしました。本社機能だけというのはちょっと手持ち資料がないんですが、一応、今のところ、指名の中で本社機能と営業所機能、そういうものを明確に区分けしておりません。指名の中で、できるだけ市内の業者を優先的に発注するという事で指名をしていておりますが。そういうことでございます。

池水委員

いいですか。余り答えになっておらんとですけれども、大都会じゃないんだから、基本的に僕が聞いているのは、地場で日常的に、地元という会社でAランクがどの程度ありますかということなんですけれども、それはAランクをばーっと、全国の申し込みの中から抜き出すというんじゃなくて、それくらいの作業はされていないのかなと思っております。

北川建設部会長

はい、わかりました。私の方が市内に本社がある会社と営業所がある会社を区分けするものというふうに理解したものですから今のお答えになったんですが、今度A、B、Cに新しく分けた場合、松浦市が通常指名しておる業者がAランクで36社、Bランクで17社、Cランクで18社、計の71社。それで福島町が、Aが7社、Cが3社、計の10社。鷹島町が、Aが3社、Bが1社、計の4社という形になるかと思えます。土木だけでございます。

池水委員

土木だけで松浦に36社もAランクがあるんですか。それは、松浦市が市外も関係なくランクづけしているところが36社という意味でしょう。

北川建設部会長

先ほども言いましたように、営業所を含めた形、松浦市に営業所として、その営業所とうちが契約できるところを含めまして、営業所とか出張所とかを設けても、うちの方がそこと契約ができなければ市内業者とは認めておりませんので、市内に営業所を置いて、なおかつそこと契約ができる業者を含めまして、36社ということでございます。当然、この中には市内に本社を有する業者というのも含まれております。

池水委員

実はお尋ねしたかったのは、結局、地場育成という視点を考慮されながらA、B、Cランクづけをされたのかどうかということと、実際地場に直接的に本社を置くようなところが、Aランクが余りにも少なかったら、このような一律な決め方ですと、地場が全くA工事に入れないと。今、公共工事は厳しいので、多分地場の各社を見ても、Aランクの点数をとるのにかなり四苦八苦されているんじゃないかと思うんですね。そうすると、このままの状況でいけば、単純にいくと、もう地場からAが1社もいなくなって、ほとんどよそから来て仕事をするというような可能性もあるんじゃないかと思います。したがって、そこら辺あたりの地場企業の育成という視点から、ここら辺のランクづけというのは考慮されている部分が何かあるのかどうかという部分を聞いたかったんですけども。

吉山会長

このことは、選定の基準と、それから、指名だ、仕事を実際に運用していくという部分とは、これは分けて考えなくちゃいけないと思うんですね。今、池水委員のおっしゃった部分等々は、この基準に基づいてどのように運用していくかという一つの政策の方向性ということで、新しい市の中で運用されていくことだろうと思うんですね。その際に、そういった配慮がどうされるべきかという視点でとらえておきたいなと思います。

はい、どうぞ。

北川建設部会長

加えて説明しますと、先ほどのA、B、Cの受注がバランスよくいくということで、金額の5,000千円、15,000千円という設定はしております。だから、A、B、Cランクというよりも、A、B、Cが受注できる金額ですね。Cが5,000千円以下、Bが15,000千円以下で、Aが15,000千円以上という振り分けは、そういう形で検討して作成しております。

池水委員

答えもよくわからんし、僕が言っている意味も余りわかっていないのかなと、何かうまくキャッチボールできていないような気がするんですが、会長が今おっしゃられたけど、このランクづけに限らず、例えば、点数を750点以上地元がとっていなくても、配慮の部分でAランクの仕事に回すという部分は、裁量の中で決めるということなんですかね。実際そういうことができるのかなと思って。

北川建設部会長

A、B、Cの業者のランクづけというのは、県なんかの基準もありまして、そういうものを基準にしております関係で、A業者、B業者、C業者というのは、そうなかなか動かしにくいというのがあります。その中で、どの程度の工事ならA業者でいいのか、B業者は幾らぐらいのいいのかというのを勘案して、むしろ、こっちの指名基準の方に反映させているところでございます。

先ほどから御質問がっております、Aについては15,000千円以上、Bについては5,000千円以上15,000千円未満、Cについては5,000千円未満の仕事が指名できますよということで基準をつくっております。その中でなおかつ、その地域性とかいろいろ考えまして、Aランクに該当する分もBランクの業者でもできますよということを、特例として上げているところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ。

池水委員

ちょっとしつこいようですが、もう一度だけ。Aランクの市内業者の数がわからないということなので何とも申し上げられないんですが、例えば、地場業者でAランクが1社しかなかった場合に、他、指名入札からすると最低5社から入る訳ですよ。残り4社は市外からというふうな形に当然なっていく訳ですよ、こういう形になっていくと。A工事の分ですよ。

北川建設部会長

すみません、今の数字は極端な例ですが、A業者も、先ほど言いましたように数字的には30何社いますので、まず指名できないということはないだろうと。

池水委員

いや、その30何社というのは市外も含めてでしょう。市内に36社はいないんでしょう、松浦市に指名許可願を出しているところが36社とおっしゃっているんでしょう。

北川建設部会長

我々が考えている地元業者というのは36社でございます。だから、委員さんがお尋ねの、本社を市内に置いている業者と営業所で営業活動をやっている業者との区分けということでお尋ねだろうと思うんですが、今の指名の段階ではそういう区分けはしておりません。(発言する者あり)すみません、ちょっとお待ちください。

吉山会長

今、建設部会長が申し上げておるのは、松浦市の例の場合は、地元業者というとならえ方は、地場に本社を持っておるところも、それから、市内に営業所を持って、そして、その営業所と私どもが契約できる、そういうところについては市内業者というとならえ方をしております。その総数が 36社か 37社ということ。で、池水委員がおっしゃっておるのは、本社がどの程度あるのか、その数をということですから、大ざっぱな拾い方になるうかと思いますが、ちょっと数えてみてください。

北川建設部会長

すみません。先ほどから言いましたように、市内業者と営業所とを区別していないんですが、池水委員がおっしゃられるように、市民の方からも、純市内業者といいますか、市内に本社を置いている業者と営業所を活動しながら受注している業者との区別は必要じゃないかということで、市民の声としても上がってきておりますので、その辺は、今そういう方向に向けて調整をしているところでございます。

池水委員

大変申し訳ないんですが、今ごろになってそういうことをやって、こういうランクづけが先にされているということは、先ほどから言っているみたいに地場育成とかいう視点はもう全く関係なしの状態、全国一律みたいな決め方をされているというふうに理解していいんですかね。

北川建設部会長

そういうことじゃなくて、営業所を設けておる方も、そこに市民の方を就労させていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃる訳ですね。だから、そういうのを全く無視できないということで、今までそういう形で指名してきたんですが、それを今検討中だということです。

池水委員

すみません。ほとんどお答えになっていないんですけどね、僕が把握する限りでは数社しかないと思うんですよ、松浦にAランクというのは、36社というのはほとんど市外ですよ。地場でAランクがそんなに36社もあるはずないんです。大体36社も工事業者ないんですから、現実的に。だから、その中で地元のAランクというのは何社ぐらい今残っているんですかと聞いているんですよ。750点以上とるのは、地場の小さな業者にとっては今非常に難しいんですよ。だから、そんなにあわてて数えるほどの問題じゃないんですよ。もう大体、日ご

ろそういう部分の部署に関係しておればすぐピンとわかるような数字なので、そこら辺が全くわからないで、こういう状況を一律みたいな形で県に右へ倣えとか国に右へ倣えとかいうような形で決めて、果たして今後新市のときに、地場育成とかいう視点からすると、大きなミスが出てこないかということなんですよ。

吉山会長

ただ、今その踏み込めないという部分であえて出しとらんのだろうと思うんです。というのは、今実は物議を醸しておる状況なんですよ。今まで松浦市は先ほどから申し上げておるような基準でやっていっておる。したがって、それ以上踏み込めない。しかし、今検討途上なんですよということの中で、部会長としては言えないでおるという状況です。あと私の責任で、大まか何社という部分は言えます。

北川建設部会長

すみません。今ここにデータを持っていないので、すぐ調べてからこの時間内に報告いたしますので、ちょっと待ってください。

吉山会長

その他。はい、金内委員どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。私も1点お尋ねしたいんですが、この点数を出す場合、現在やられた松浦市は、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づいてはじき出した点数をとっておられるのか、松浦単独で点数を出しているものか。その点について確認をいたしたいと思います。

例を挙げれば、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づいて記入してあるのが福島町の例であって、今はっきり答えられないというのは、これをとらずに松浦単独で設定されておるのではないかと。

吉山会長

はい、どうぞ。

北川建設部会長

松浦市の点数のつけ方は、客観的審査と主観的審査により総合数値を算出しておるものですが、客観的審査というものは経営事項審査基準、これは県の方でつくるものがございます。それをもとにして客観的審査ということで点数をまずつけております。

その他に主観的審査ということで、工事成績、工事評定、もしくはISOに加入している

かしていないか。それから信用度、これは指名停止等の関係でございますが、そういうものを含めて総合数値としております。

吉山会長

よろしいですね。客観的審査に主観的審査ということで、ISOだとか工事実績だとか工事成績だとか、そういった部分が加味されておるということ。

はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島の椎山です。この指名基準の選定の方法については、やはり地場企業にいいような選定基準ではないかなと私は思っております。ただ、舗装に関してはどういうふうになっておるのでしょうか。要するに、舗装の格付けるこの点数は、1市2町で何社ぐらいおりますか。その点をお聞かせください。

北川建設部会長

舗装は、市内に本社を持っている業者はいないと思います。（「本社はない」と呼ぶ者あり）
本社はありません。営業所を構えている業者は数社おります。市内に営業所を構えているのは何社でしたかね、ちょっと細かい数まで把握しておりません。

吉山会長

はい、どうぞ。

椎山委員

鷹島の場合は、舗装もある程度地元業者が入っておる訳なんですよ。この基準になると、恐らく皆さん入れんぢやなかかなと思います。そういったことで、ある程度緩和して、1市2町の企業がこれだけ仕事が少なくなっておるとですよ。そういった観点からでも、是非とも地元企業が参画できるような体制をとってほしいなと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

北川建設部会長

先ほどもちょっと言いましたように、当然業者数が不足したり、地場に業者の方がいらっしやれば、まず最優先で指名をしていくというのは従来からの考え方でございます。

吉山会長

それがまさしく必要がある場合は、直近の上位、下位という、そういうことの運用の中で

生かされていくということでございます。

じゃ、先ほどの池水委員の数の問題での、はい。

北川建設部会長

すみません、私の方がデータを持ってきていなくて。松浦市の土木だけについて、ちょっと早急に調べた結果を報告させていただきます。

A業者が市内に先ほど言いました 36社いるんですが、本社機能を持っているものは 13社、営業所が 23社でございます。B業者は市内が17社、そのうち本社が 16社、営業所が 1社。それから、Cランクは市内で 18社の中で、本社機能が 17社、営業所機能が 1社ということでございます。ですから、AもBもCも十分に市内に本社の方がいらっしゃるかなと思っております。(発言する者あり) はい、そのとおりでございます。

福島、鷹島の方からも報告がありますので。

鷹島が 4社の中で、本社機能はAが 3社、Bが 1社でございます。それから、福島町に本社のある業者の方は、Aが 2社でCが 2社でございます。

以上でございます。

吉山会長

はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

先ほどからいろいろ言われておりましたけど、鷹島も業者が少ない訳ですね。そういったことで、できますれば業者が少ないというときであれば、福島がうちとは地理的にも近うございますので、福島、鷹島を考えた上での御指名をお願いしたいというような考えを持っておりますので、そこのところをよろしくお願いします。

吉山会長

先ほどからのお尋ねの分で、一応の答えとしては出てきておるようですが、要は御意見としてあるのは、地場産業の一つとして、地場の業者の育成ということを今後ともしっかり対応すべきだという強い意見があったというとらえ方をさせていただきたいと思います。

この基準につきましては、一つの基準を設けて、その中でランクの上下については指名選定範囲の例外、あるいは特例という形の中で運用がやれるようにしておくという基準を設けて、その幅は設けておくということ。あと、じゃ、市内の業者をどのようにするのか、このようにするのかというのは、一つのやっぱり政策の方向性だろうと思います。そういった意

味合いからして、この基準に照らして今の御要望にどうこたえられる運用をしていくのかという意味合いが、これから大切になってくるのではないかなと。その議論があったということ記録として残しておきたいなと思うんですが、他にございますか。よろございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、今の現下の情勢等々の中で、御要望があった部分等々含めながら、報告があった調整内容を基準として確認をしたいと思います。御承認いただけますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのように調整をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、以上で本日の協議事項は終了することとなります。

今日は報酬等の問題、それから、ただ今の指名選定基準の問題等々、議論が白熱したところでございます。きちっとした議事録を残しながら、それぞれ新しい市の中で具体的に対応していただくべく、記録をしっかりさせたいと存じます。

それでは、事務局から何かありますか。どうぞ。

大久保事務局長

それでは、これで今日の協議は終わっておる訳でございますけれども、次回の協議会の日程についてお願いをいたしたいと思っております。

実は、9月は議会の関係があるということで協議会を入れておりません。それで、実は次回をもってすべての報告を終えたいというようなことを思っておりまして、10月早々でございますけれども、10月3日月曜日、午前10時から、この松浦シティホテルで開催いたしたいと思っております。

なお、10月にはもう一回、実はもう既に予定を入れている分がございますので、できましたら、10月に2回ほど協議会を開催させていただきまして、ある程度の協議を終えられればというふうなことを思っておりますので、そういうことで御協力をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

吉山会長

皆さんからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、本日の協議会はこれをもって閉じることといたします。御苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 1 時 47 分 閉会